

医療的ケア児の実態調査の実施について

1. 趣 旨

平成 28 年 6 月の児童福祉法改正に伴い新設された同法第 56 条の 6 第 2 項により、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るように努めることとされた。これを受けて、地方公共団体には、所管内の医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、関係機関の連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいくことが求められている。

このため、本市においても、医療的ケア児の具体的な支援ニーズや課題を把握し、効果的な支援施策を検討するための基礎資料とすることを目的として、医療的ケア児の実態調査を実施する。

(参考) 児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2. 実態調査の概要

(1)調査対象者

神戸市に在住する 0 歳から 17 歳の児童のうち、在宅で療養・生活をしており、在宅で以下のいずれかの医療的ケアを行っているもの

- ①経管栄養 ②中心静脈栄養 ③自己腹膜灌流 ④気管切開
- ⑤人工呼吸器（C-PAP）装着 ⑥自己導尿 ⑦酸素補充療法 ⑧口腔・鼻腔内吸引

(2)調査方法

- ①調査対象者が利用している市内の医療機関に事前に協力を依頼し、対象者が来院した際に、医療機関より調査票（神戸市あての返信用封筒を同封）を交付する。
- ②対象者の保護者等が調査票への回答（匿名）を行った後、返信用封筒により神戸市あてに郵送する。
- ③回答内容の集計・分析及び報告書の作成業務は、別途事業者へ委託する。

3. 効 果

市内の医療的ケア児の人数や居住地域、必要な医療的ケアの状況や求められる支援内容等を具体的に把握・分析することにより、医療的ケア児やその家族に対する効果的な支援策の検討及び実施と支援に必要な体制づくりにつなげていく。

4. スケジュール

- 平成 30 年 3 月下旬～6 月末頃 医療機関による調査票の配布
調査票の回収（回答者が市へ返送）
- 7 月頃 回答内容の集計・分析作業
- 8 月頃 調査結果報告書完成

